新潟市新焼却場施設整備・運営事業

入札説明書

平成１９年１０月

（平成１９年１１月修正）

新　潟　市

新潟市新焼却場施設整備・運営事業　入札説明書

－ 目　次 －

新潟市（以下「市」という。）は，平成 19 年 6 月 14 日に，「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 6 条の規定に基づき，（新潟市新焼却場施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定した。

本入札説明書は，本事業を実施する民間事業者選定のための総合評価一般競争入札に適用されるものであり，本事業に係る入札の公告に基づく民間事業者の選定等については，関係法令に定めるもののほか，本入札説明書を含む募集要項（入札説明書，事業者選定基準書，要求水準書，契約書案）によるものとする。

本事業に係る入札への参加を希望する者は，募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で，募集要項に沿って，本事業の目的に合った条件で，応募資料等の作成等を行うものとする。

1. 入札公告日

平成 19 年 10 月 18 日

2. 発注者

新潟市長　篠田　昭

3. 事務局

本入札において，本事業の事務を担当する部局（以下「事務局」という。）は以下のとおりとする。

新潟市 環境部 廃棄物施設課
住　所：〒951-8131　新潟市中央区白山浦 1 丁目 425 番地 9 白山浦庁舎 1 号棟 3 階
E-mail：haishi@city.niigata.lg.jp
ホームページ：http://www.city.niigata.jp

また，市は，本入札に関して事務局が行う事務に対する助言を行うものとして，以下のアドバイザーを置く。

株式会社 日本総合研究所
西村あさひ法律事務所（協力会社）

4.　事業概要

（1）本事業の概要

本事業における施設の整備及び運営は DBO（Design：設計，Build：施工，Operate：運営）方式により実施する。

事業者として選定された企業又は企業グループ（以下「民間事業者」という。）は単独又は特別共同企業体を設立し，ごみ焼却施設（以下「本施設」という。）の設計・施工に係る業務（以下「設計・施工業務」という。）を行う。さらに，民間事業者は，特別目的会社を設立し，20 年間の運営期間にわたって，本施設の運営に係る業務（以下「運営業務」という。）を行うものとする。（詳細は「（2）民間事業者の業務範囲」を参照。）

なお，市は，本施設を 30 年間にわたって使用する予定であり，民間事業者は，30 年間の使用を前提として設計・施工及び運営を行うこととする。

① 事業名

新潟市新焼却場施設整備・運営事業

② 事業場所

新潟市西区笠木 3644 番地 1（新田清掃センター内）

③ 事業期間

建設期間　：契約締結後（平成 20 年 6 月予定）から平成 24 年 3 月 31 日まで

運営期間　：平成 24 年 4 月 1 日から平成 44 年 3 月 31 日まで

④ 事業方式

本施設の整備・運営は DBO 方式により実施する。

⑤ 契約の形態

市は，民間事業者に設計・施工業務及び運営業務を一括で委託し，もしくは請け負わせるために，本事業に関する基本契約（以下「基本契約」という。）を民間事業者と締結する。

また，市は基本契約に基づき，民間事業者のうち本施設の設計・施工業務を担当する者（以下「建設請負事業者」という。）と，本事業に関する建設工事請負契約（以下「建設工事請負契約」という。）を締結する。市は，民間事業者が運営業務のために設立する特別目的会社（以下「特別目的会社」又は「運営事業者」という。）と，基本契約に基づき本事業に関する運営業務委託契約（以下「運営業務委託契約」という。）を締結する。（基本契約，建設工事請負契約，運営業務委託契約の 3 つの契約をまとめて，以下「特定事業契約」という。）

（2）民間事業者の業務範囲

民間事業者が実施する主な業務は，次のとおりとする。

① 事前業務

民間事業者は，落札者決定後速やかに，特別目的会社を設立するものとする。また，本事業を行うために必要な許認可の取得を行うものとする。

② 設計・施工業務

建設請負事業者は，市と締結する建設工事請負契約に基づき，本施設の設計・施工業務を行う。

施工については，土木及び外構工事，建築物及び建築設備工事，機械設備工事，電気計装設備工事，配管工事及びその他の関連工事を行う。なお，施工範囲には，本施設から破砕施設，余熱利用施設への電力供給設備工事及び熱供給設備工事，破砕施設から本施設への破砕可燃残渣の搬入設備工事，本施設と破砕施設の間の連絡通路設置工事，破砕施設の管理事務室増設工事，特別高圧変電所改造工事など既存施設に係る工事を含むものとする。

さらに，本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務，手続関連業務，本施設の試運転及び引渡性能試験を行うこととする。

③ 運営業務

運営事業者は，市と締結する運営業務委託契約に基づき，処理対象物を計量し，受け入れ，料金徴収を行い，募集要項に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお，その際に，本施設の運営業務として運転業務，維持管理業務（機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。），清掃業務，保安警備業務，環境管理業務等を行う。

運営事業者は，集じん器，ボイラー及びその他排ガス処理系統に付着・たい積した灰並びに溶融不適物などの一般廃棄物等の発生量を抑制することとする。本施設外で処理する必要のある一般廃棄物等については，運営事業者が貯留設備に搬入・貯留した上で，市が指定する場所まで運搬し，市は運搬された当該廃棄物等を処理する。

運営事業者は，破砕施設及び余熱利用施設に運営期間を通じて安定した電力を供給するために，電気事業者と電力供給に係る契約を締結する。当該契約に関わる費用は運営事業者が負担することとする。

運営事業者は，処理に伴って発生する余熱を利用して発電を行い，本施設の所内での利用，自らないしは市が認める事業者をもって行う破砕施設及び余熱利用施設への供給，電気事業者への売電を行うことができる。なお，売電収入及び新エネルギー等電気相当量の販売に関わる収入は，運営事業者に帰属するものとする。

運営事業者は，本施設の所内，破砕施設及び余熱利用施設に蒸気を供給することとする。

運営事業者は，本施設の見学希望者等について市と連携して適切な対応を行うこととする。

処理に伴い発生するスラグ，メタル等について，民間事業者は応募段階で有効利用が可能な量を提案し，その量を引き取ることとする。なお，有効利用ができない量については市が引き取る。

④ 業務終了時の引継業務

市は，事業期間終了後も本施設を継続して利用する予定である。したがって，本施設の解体除去は本事業の範囲には含まれない。

市は，事業期間終了の 5 年前から事業期間終了後の本施設の運営方法について検討し，本

施設のプラントの設計・施工を行う企業及び運営事業者は市の検討に協力するものとする。また，事業期間終了後の市又は市が指定する第三者による業務の引継ぎを可能とするため，建設請負事業者又は運営事業者は以下の業務等を行うものとする。

1）本施設の運転，維持管理に必要な以下の書類等の整備，提出
（図面，維持管理履歴，トラブル履歴，取扱説明書，調達方法，財務諸表）

2）市ないしは市が指定する第三者への引継ぎ業務

3）本施設の維持管理計画の立案，市との協議等，必要な協力の実施

4）本施設の機能検査

（3）市が実施する業務の範囲

市が実施する主な業務は，次のとおりとする。

① 用地の準備

本事業を実施するための用地は，市において確保済みである。

② 処理対象物の搬入

市は，分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに，処理対象物の搬入を行う。

③ 本事業のモニタリング

市は，設計・施工段階において，設計・工事監理を行う。また，運営段階において，本事業の実施状況の監視を行う。

④ 施設見学者への対応

市は，本施設の見学を希望する者について，運営事業者と連携して適切な対応を行う。

⑤ 建設費及び運営費の支払い

市は，新潟市財務規則等に基づき，建設費を建設請負事業者へ，運営費を運営期間にわたって運営事業者に支払う。

⑥ その他

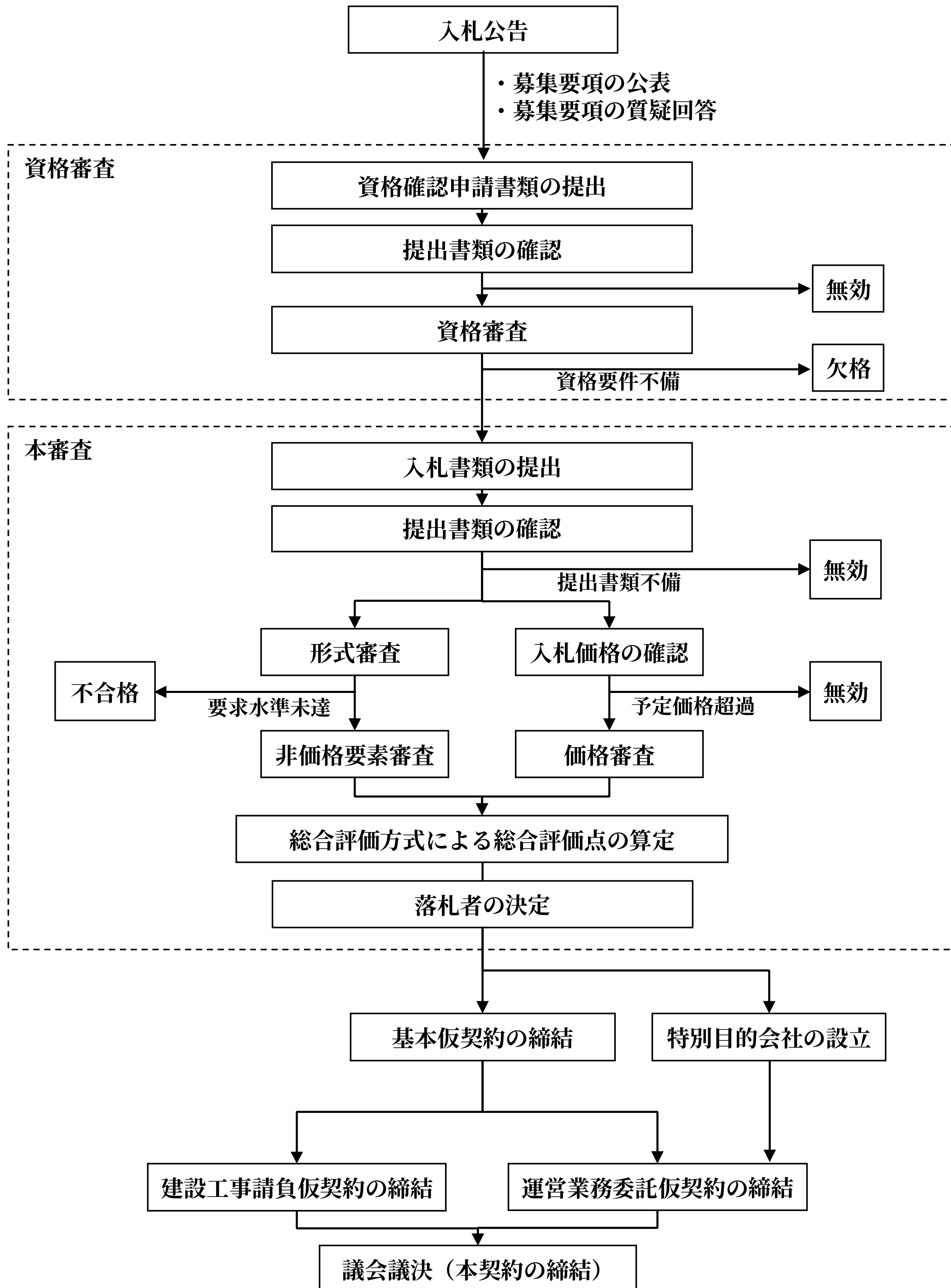
市は，本施設の設計・施工に係る環境省「循環型社会形成推進交付金」の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。民間事業者は，当該行政手続等について，必要資料の作成等の協力を行う。

5. 事業者選定の手続き

（1）契約締結までの流れ

入札公告から契約締結に至るまでの流れは，図表 1のとおりであり，総合評価一般競争入札により民間事業者の選定を行う。

図表 1　契約締結までの流れ



（2）契約締結までのスケジュール

入札後，事業契約締結に至るまでのスケジュールは，概ね，以下のとおりである。

図表 2　契約締結までのスケジュール（予定）

①	入札公告	平成 19 年 10 月 18 日
②	募集要項の公表	10 月 18 日
③	募集要項質疑受付締切	10 月 26 日
④	募集要項質疑回答	11 月　9 日
⑤	資格確認申請書類の受付締切	11 月 16 日
⑥	資格審査（ヒアリング）の実施	11 月 下旬
⑦	資格審査結果の通知	11 月 29 日
⑧	入札書類の受付締切	平成 20 年 1 月 25 日
⑨	形式審査の実施	2 月 上旬
⑩	非価格要素審査および価格審査の実施	3 月 上旬
⑪	総合評価の実施・落札者の決定	3 月 上旬
⑫	契約詳細の詰め	3 月 中旬～5 月 中旬
⑬	仮契約締結	5 月 中旬
⑭	議会の議決	6 月 下旬
⑮	契約の締結	6 月 下旬

上記スケジュール（予定）は，応募資料提出の状況，選定委員会の審査の進捗状況等により変更する可能性がある。

（3）選定委員会の設置

市は，審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって，「新潟市新焼却場施設整備・運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置している。

選定委員会を構成する委員は，次のとおりである。

委 員 長　藤吉　秀昭（財団法人　日本環境衛生センター　理事　環境工学部長）
副委員長　貝瀬　寿夫（新潟市　環境部長）
委　　員　寺嶋　　均（社団法人　全国都市清掃会議　技術部担当部長）
委　　員　清水　忠明（国立大学法人　新潟大学　工学部　准教授）
委　　員　山口　直也（国立大学法人　新潟大学　経済学部　准教授）
委　　員　野本　　修（西村あさひ法律事務所　弁護士）

委　　員　　元井　悦朗（新潟市　財務部長）
委　　員　　関　　尚久（新潟市　建築部長）

なお，構成員又は協力企業が，落札者決定前までに，選定委員会の委員に対し，事業者選定に関して自己の有利になる目的のために，接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

6.　募集要項

（1）募集要項の構成

募集要項は，次の①から④までの書類により構成される。募集要項は入札書類を作成するに当たっての条件であり，契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

①　入札説明書
②　事業者選定基準書
③　要求水準書
④　契約書案（基本仮契約書案，建設工事請負仮契約書案，運営業務委託仮契約書案）

（2）募集要項の公表

（1）で示した募集要項は次のとおり公表する。

① 日　　時：平成 19 年 10 月 18 日（木）
② 方　　法：市のホームページで公表する。

入札書類を作成するに当たっての参考として, 清掃事業概要, 環境影響評価書, 現況図面等の閲覧ならびに複写及び現地の確認をすることができる。閲覧場所は新田清掃センターとし，閲覧期間は平成 19 年 10 月 19 日（金）から平成 20 年 1 月 25 日（金）まで（期間中の土曜日，日曜日，祝祭日及び年末年始を除く。）とする。なお，閲覧を希望するものは，閲覧希望日の前日の 17 時までに事務局の電子メールアドレスに，以下の事項を送信し，事務局からの返信をもって申込み完了とする。メール件名は「閲覧申込み」とする。

（ア）企業名
（イ）参加者氏名，所属部署名
（ウ）連絡先（住所，電話番号，電子メールアドレス）
（エ）閲覧希望日時

（3）募集要項説明会

募集要項説明会は実施しない。

（4）募集要項に対する質疑回答

募集要項に対する質疑を以下の通り実施する。

① 質疑の受付及び回答スケジュール

1）提出期限　平成19年10月26日（金）17:00まで

2）回答期限　平成19年11月 9日（金）17:00まで（予定）

② 質疑の方法

質疑のある者は，「募集要項に関する質疑書」（様式第１号）及び「同 別添」に，その内容を簡潔に記載し，事務局の電子メールアドレス宛に送信することとする。原則として，持込み又は郵送による書類，口頭，電話等による質疑は受け付けない。質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし，受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

③ 回答方法

市は，回答を作成し，ホームページにて公表する。

7. 入札参加資格要件

入札に参加する企業もしくは企業グループ（以下｢応募者｣という。）は，参加資格確認申請書類の受付締切日時点において（（２）①（ア），（ウ），（エ），（オ），③（ア），④（ア）及び⑤（ア）については，入札公告から参加資格確認申請書類の受付締切日まで），以下の資格要件を全て満たすものとする。

また，市は応募者の資格の確認を行うために，資格審査を実施する。

（1）応募者の構成

① 応募者は，運営事業者となる特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）から構成されるものとする（構成員のみの場合も可）。

② 応募者は，構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに，当該代表企業が応募手続を行うこととする。

③ 応募者は，応募にあたり，構成員及び協力企業を明らかにするとともに，それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。ただし，プラントの設計・施工業務を協力企業が担当することはできない。

④ 構成員又は協力企業のいずれかが，他の応募者の構成員又は協力企業となることは認めない。

⑤ 構成員又は協力企業のいずれかと，財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号）第８条第３項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第８条第５項に規定する関連会社（以下これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各法人は，それぞれ他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない。

⑥ 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

（２）応募者の参加資格要件

① 共通の参加資格要件

全ての構成員及び協力企業は，以下の要件を全て満たすこととする。

（ア）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（イ）本市の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。

（ウ）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）。

（エ）新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

（オ）本事業に関する市のアドバイザー業務を受託する株式会社日本総合研究所及び同協力会社である西村あさひ法律事務所又は当該受託者及び協力会社の関係会社に該当しないこと。

② 代表企業

代表企業は，企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年 1 月 30 日大蔵省令第 5 号）第 1 条第 13 号の 2 に規定する指定格付機関における発行体に関する格付（長期，短期の区分がある格付については長期格付とする。），又は長期債に関する格付を取得しており，その取得している格付（複数の指定格付機関から格付を取得している場合にはそのいずれかの格付）が，最上位から 10 番目以内に位置すること。もしくは，市がこれに相当すると認めたものであること。なお，会社法上の親会社が，資格確認申請書類の受付締切日から落札者の決定まで，上記要件を満たす格付けを取得しており，事業期間に渡り親会社・子会社の関係を代表企業との間で維持することを約束する場合又は事業期間に渡り親会社が代表企業の本事業に関する債務を保証する場合，市はこれに相当すると認める。

③ 本施設の建築物の設計を行う企業

構成員又は協力企業のうち，本施設の建築物の設計を行う企業（以下「建築設計企業」という。）は，以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は，少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を全て満たすこととする。

（ア）建築士法に基づく有資格者であること。

（イ）市の競争入札参加資格者名簿の建築関係コンサルタント（一級建築設計）の登載者であること。

④ 本施設の建築物の施工を行う企業

構成員又は協力企業のうち，本施設の建築物の施工を行う企業（以下「建屋施工企業」という。）は，以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は，少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を全て満たすこととする。

（ア）建設業法の建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

（イ）市の競争入札参加資格者名簿の建築一式工事の登載者であること。

（ウ）市の競争入札参加資格者名簿の建築一式工事での総合評定値が 1,200 点以上であること。

（エ）本施設のごみピットと同規模程度（概ね２分の１以上の容積又は深さ）の地下構造物の施工実績（JV の構成員としての実績又は下請として主たる業務を実施した実績を含む。）を有すること。

（オ）建設業法における建築工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

⑤ 本施設のプラントの設計・施工を行う企業

構成員のうち，本施設のプラントの設計・施工を行う企業（以下「プラント施工企業」という。）は以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の構成員で実施する場合は，少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の全ての要件を満たすこととする。

（ア）建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

（イ）市の競争入札参加資格者名簿の清掃施設工事の登載者であること。

（ウ）市の競争入札参加資格者名簿の清掃施設工事での総合評定値が 1,000 点以上であること。

（エ）以下の条件を全て満たす一般廃棄物処理施設（応募者が提案する処理方式に限る。）の納入実績（元請の実績に限るものとするが，JV の構成員として主たる業務を担当した場合も認める。）があること。

・1 炉あたり 55t/日以上の規模を有すること（ストーカ炉＋灰溶融（電気式）の場合，灰溶融炉の規模は問わない。）。

・発電設備を有すること。

・延べ 1 年以上の稼動実績を有すること。

・1 炉 90 日以上の連続運転の実績を有すること（ストーカ炉＋灰溶融（電気式）の場合，灰溶融炉については計画作業日を含む連続運転実績とする。）。

（オ）建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

（カ）本施設のプラントの設計・施工を適切に行う基本的な技術力を有していること。

⑥ 本施設の運転を行う企業

構成員又は協力企業のうち，本施設の運転業務を担当する企業（運営事業者から同業務を受託する企業又は運営事業者に運転人員の派遣を行う企業）（以下「運転企業」という。）は，以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は，少な

くとも主たる業務を担う１社が以下の要件を全て満たすこととする。

（ア）市の競争入札参加資格者名簿の委託業務の登載者であること。

（イ）1 炉 55t/日以上の規模で，発電設備を有する施設（応募者が提案する処理方式に限る。）において，延べ 1 年以上の運転実績を有していること。

（ウ）前項の施設での運転実績を有する専門の技術者を運営開始から 1 年以上専任で配置できること。

（３）参加資格の喪失

構成員又は協力企業が，参加資格確認申請書類の受付締切日から落札者の決定までの間に（（２）①（ア），（イ），（ウ），（エ），③（ア），（イ），④（ア），（イ），⑤（ア），（イ）及び⑥（ア）については，参加資格確認申請書類の受付締切日から契約の締結までの間に），（２）に掲げる資格を欠くこととなった場合は，当該応募者の入札参加資格を取り消す。

（４）構成企業の変更

構成企業の変更は原則として認めない。ただし，やむを得ない事情が生じた場合は協議を行い，構成企業を変更しても尚（２）に掲げる資格を満たすことを市が確認し，市が当該変更を妥当と認めたときは，構成企業の変更を認めるものとする。

8. 参加資格確認（資格審査）

応募者は，提案する処理方式を定めた上で次に従って資格審査の申請を行い，審査を受けるものとする。

（１）資格確認申請書類の提出

応募者は，７.（２）に掲げる参加資格を有することを証明するため，「入札参加資格確認申請書」及び資格証明書類（以下総称して「資格確認申請書類」という。）を事務局に提出しなければならない。

（２）応募者が提出する資格確認申請書類

提出書類は以下のとおりとする。なお，様式内に別途指示がある場合を除き，提出書類に構成企業を直接的に特定できる記述を行わないこと。

① 入札参加資格確認申請書（様式第２号）

② 応募者の構成（様式第３号①から③）

③ 委任状（様式第４号）

④ 代表企業が７.（２）②に示す要件を満たしていることを示す書類。７.（２）②なお書き

に該当する場合においては，会社法上の子会社であることを説明する書類および親会社の誓約書または保証書。

⑤ 建築設計企業が建築士法に基づく有資格者であることを証明する書類

⑥ 建屋施工企業及びプラント施工企業が特定建設業の許可を受けていることを証明する書類

⑦ 建築施工企業の７．（２）④（エ）に示す実績（様式第５号。複数件の記入も可。）及びそれを証明する書類（契約書及び仕様書の写しなど）

⑧ プラント施工企業の７．（２）⑤（エ）に示す実績（様式第６号。複数件の記入も可。）及びそれを証明する書類（契約書及び仕様書の写しなど。1 炉 90 日以上の連続稼動の実績については，事務局が直接照合する。）

⑨ 運転企業の７．（２）⑥（イ）に示す実績（様式第７号。複数件の記入も可。）及びそれを証明する書類（契約書及び仕様書の写しなど）

⑩ 提案を予定している施設の概要（以下の内容を含む。様式自由。7.（２）⑤の技術力を有することの確認に用いる）

1）処理フロー，物質収支，熱収支

2）構内配置計画，車両動線計画

3）施設各階平面図，断面図

4）主要設備の概要及び安全対策

（３）資格確認申請書類の提出方法

資格確認申請書類は，正本 1 部，副本 10 部を（４）にしたがって持参又は郵送（書留又は配達記録郵便）により提出すること。受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし，受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

（４）資格確認申請書類の受付

① 受付締切日：平成 19 年 11 月 16 日（金）まで

② 受付時間（持参の場合）：9:00 から 17:00 まで（ただし，12:00 から 13:00 まで及び期間中の土曜日，日曜日，祝祭日を除く。）

③ 受付場所：事務局

（５）資格確認方法

応募者の資格確認は，提出された資格確認申請書類に対する書類審査及び委員会によるヒアリングにより行う。

ヒアリングは，平成 19 年 11 月 28 日（水）に行う予定であり，（２）⑩に関する内容とする。なお，詳細は資格確認申請書類の受付締切日後，各応募者に通知する。

（６）資格審査結果

資格審査結果は，平成 19 年 11 月 29 日（木）以降に書面（「入札参加資格審査結果通知書」）

により各応募者へ通知する。

（７）審査結果理由の説明請求

資格審査の結果，参加資格が認められなかったものは，その理由について市に対して説明を求めることができる。

① 説明請求の期日等

資格審査結果理由の説明を求める場合には，市が通知した日の翌日から起算して 3 日以内（期間中の土曜日，日曜日，祝祭日を除く。）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより，説明請求を行うものとする。郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）又は持参によるものとし，持参の場合は 9 時から 17 時まで（ただし，12 時から 13 時まで及び期間中の土曜日，日曜日，祝祭日を除く。）とする。

② 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は，速やかに書面により行う。

9. 入札書類の提出

（１）入札書類の構成書類

参加資格を得た応募者（以下「参加資格者」という。）は，入札書及び本事業に対する提案内容を記載した応募提案書類（以下「入札書類」という。）を提出する。入札書類を提出した参加資格者を「入札参加者」という。

入札書類の構成は次のとおりとする。入札書類は，様式集（入札説明書 別添資料）に沿って作成するものとし，①は封筒に封緘するものとする。なお，様式内に別途指示がある場合を除き，提出書類に構成企業を直接的に特定できる記述を行わないこと。

① 入札書（様式第８号）
② 技術提案書（様式第９号）
③ 非価格要素提案書（様式第１０号）
④ 事業計画書（様式第１１号）
⑤ 業務分担届出書（様式第１２号）
⑥ 委任状（様式第１３号）（郵送で提出する場合は不要）

（２）入札書類の提出方法

応募提案書類については，正本 1 部，副本 10 部，CD-R／RW1 セットを準備し，（３）にしたがって持参又は郵送（書留又は配達記録郵便）により提出すること。受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし，受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

なお，CD-R／RW には，応募提案書類のうち，電子データで提出が可能なもの（様式の指定があるもの，説明文章等）のみを格納すること。また，CD-R／RW への格納の条件は次のとおりとする。

- CD-R／RW：Windows フォーマット
- OS：Microsoft 社製の Windows
- 使用アプリケーション：Microsoft 社製の Word，Excel

（3）入札書類の受付

① 受付締切日：平成 20 年 1 月 25 日（金）まで

② 受付時間（持参の場合）：9:00 から 17:00 まで（ただし，12:00 から 13:00 まで及び期間中の土曜日，日曜日，祝祭日及び年末年始を除く。）

③ 受付場所：事務局

（4）入札の辞退

参加資格者は，入札書類の受付締切日まで随時入札を辞退することができる。本入札を辞退する場合は，平成 20 年 1 月 24 日（木）までに「入札辞退届」（様式第１４号）を事務局に持参又は郵送（配達記録又は書留）すること。

（5）入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。なお，以下の（エ）又は（オ）に該当する入札は，その入札の全部を無効とすることができる。また，入札の効力は市長が決定することとし，入札参加者は，その決定に対して異議を申し立てることができない。

（ア）入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

（イ）入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

（ウ）入札者が 2 以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札

（エ）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する不正の行為によった入札

（オ）公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札

（カ）その他入札に関する条件に違反してした入札

（6）入札に当たっての留意事項

入札に当たっては，入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号)」に抵触する行為を行ってはならない。また，公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は，当該入札参加者を入札に参加させず又は入札

の執行を延期もしくは取りやめることがある。なお，後日，不正な行為が判明した場合には，契約の解除等の措置をとることもある。

また，その他，市が必要と認めたときは，入札を延期し，中止し，又は取り消すことがある。

（７）入札書類の修正等の禁止

入札書類の提出後の修正，差し替え，再提出又は撤回は認めない。ただし，この規定は審査の過程において，市がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げない。

（８）その他

市は，入札書類の提出があった時点で，入札参加者の名称を公表することができるものとする。

10. 民間事業者の決定（提案審査）

（１）落札者の決定方法

市は，事業者選定基準書に基づき，以下の手順を経て落札者を決定し，その結果を各入札参加者に書面で通知するとともに，速やかに公表する。

① 形式審査

形式審査では，要求水準書等に規定された性能要件を満足できるか否かの審査を行う。

② 非価格要素審査

①の形式審査を通過した入札参加者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に，非価格要素について審査し，非価格要素審査点を決定する。なお，非価格要素審査にあたっては，提案内容に関する理解を深めるため，必要に応じて，選定委員会によるヒアリングを実施する。

③ 予定価格

市は，予定価格を次のとおり設定する。

予定価格　33,715,000,000　円　（注）消費税及び地方消費税の額を含む。

④ 価格審査

③に示す予定価格を超過していない最終審査対象者の入札価格を事業者選定基準書に定める価格審査点算定式により価格審査点に換算し，価格審査点を算定する。

⑤ 落札者の決定

④で決定した価格審査点と②で決定した非価格要素審査点から事業者選定基準書に定める総合評価式により総合評価点を算定し，最も高い点数の者を「落札者」とする。なお，総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは，当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

（2）落札者決定後の手続き

①　交付金申請手続きへの協力

本施設は，環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定している。建設請負事業者は，市が行う交付金の申請手続き等に協力するものとし，関連資料等の作成を行うこと。

②　契約詳細の協議

市と落札者の構成企業は，落札後，基本契約，建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結のために契約詳細の詰めを実施する。なお，契約詳細の詰めは，契約書案における詳細の詰めを行うものであり，募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。

③　契約の締結

市は落札者と次のとおりの契約を締結し，契約を締結した落札者が民間事業者となる。

（ア）新潟市新焼却場施設整備・運営事業に関する基本契約

市と全ての構成企業の間で締結する本事業の実施（本施設の設計・施工及び運営）に関する包括的な契約。落札者は特別目的会社を設立し，また，本基本契約に基づき（イ）及び（ウ）の契約を締結する。

（イ）新潟市新焼却場施設整備・運営事業に関する建設工事請負契約

市と建設請負事業者が下記④の規定に従い締結する本施設の設計・施工に関する契約。

（ウ）新潟市新焼却場施設整備・運営事業に関する運営業務委託契約

市と運営事業者が締結する本施設の運営業務の委託に関する契約。

④　建設工事請負契約の締結方法について

本事業では，プラントの設計・施工と建築物の設計，建築物の施工について個別に資格要件を求めているが，本施設において建屋とプラントは一体で機能することから，プラントの設計・施工，建築物の設計及び建築物の施工を複数の構成企業が担当する場合，落札者は，市と建設工事請負契約を締結するにあたり，次のいずれかの方法により契約を締結するものとする。

（ア）ＪＶ方式

市は，プラント施工企業と建屋施工企業が組成した建設共同企業体（JV）と建設工事請負契約を締結する。

（イ）下請方式

市は，プラント施工企業と建設工事請負契約を締結する。プラント施工企業は，建築物の施工を建屋施工企業に下請けさせる。

なお，詳細は基本契約の中で規定するものとする。

11. 入札保証金，契約保証金

（1）入札保証金

入札参加に係る保証金の納付は，免除する。

（2）契約保証金

建設請負事業者及び運営事業者は，各々の契約に定める金額以上の金額の契約保証金又はこれに代わる担保を各々の契約締結と同時に市に差し入れること。

12. 運営事業者の設立

民間事業者は，落札者決定後速やかに会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として，運営事業者を設立するものとする。運営事業者の設立及びその実施する業務に関し，構成員は，以下の要件を満たす株主間契約を締結し，その写しを市に提出するものとする。

運営事業者を設立したときは，速やかに，商業登記の全部事項証明書及び定款の原本証明付きの写しを添えて，市にその設立及び株主構成を書面により報告しなければならない。また，民間事業者は，会計監査人を選任したときは，その旨を定款の写しを添えて速やかに甲に報告しなければならない。

① 運営事業者の所在地は，新潟県新潟市とすること。
② 運営事業者の設立に当たり，全ての構成員が出資を行うこととし，構成員以外からの出資は認めない。
③ 代表企業の株式保有割合は，100 分の 50 を超えるものとすること。
④ プラント施工企業の株式保有割合は，100 分の 20 を超えるものとすること。
⑤ 会社法第 326 条第 2 項に従い監査役の設置に関する定款の定めをおくこと。
⑥ 会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項に関する定款の定めをおかないこと。

13. その他

（1）費用負担

契約締結に至る上記すべての手続きのうち，応募者として実施する行為に関しては，応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

（2）著作権等

提出された入札書類の著作権は，当該書類を提出した入札参加者に帰属するものとする。た

だし，本事業において公表が必要と認めるときは，市は，提案書の全部又は一部を無償で使用することができる。

（３）募集要項等の使用の制限

市から提示された募集要項は，本入札への参加の目的にのみ使用することとし，他の一切の目的のために使用しない。

なお，６．（２）②に示す閲覧場所で複写した資料についても同様の取り扱いとし，複写した資料は落札者の決定後速やかに返却すること。

（４）使用言語等

本事業に関するすべての意思疎通は書面によるものとし，用いる言語は日本語とする。また応募に関する提案書類，質疑，審査等における通貨は円，単位は国際単位系とする。本説明書に関して用いる日時は，日本標準時とする。

（５）審査結果理由の説明請求

審査の結果，落札者とならなかったものは，その理由について市に対して説明を求めることができる。

① 説明請求の期日等

審査結果理由の説明を求める場合には，市が通知した日の翌日から起算して 3 日以内（期間中の土曜日，日曜日，祝祭日を除く。）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより，説明請求を行うものとする。郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）又は持参によるものとし，持参の場合は 9 時から 17 時まで（ただし，12 時から 13 時まで及び期間中の土曜日，日曜日，祝祭日を除く。）とする。

② 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は，速やかに書面により行う。